

帝国の解体と民族自決論 ——バウアー、ウィルソン、レーニン(二)

鈴木 是 生

第二章 民族自決論とパワー・ポリティクス (一)

第一節 理論の確立と第一次大戦

(一) 挙国一致体制と「国民の社会化」

サラエヴォ事件後、ドイツの後ろ盾を得たオーストリア帝国（オーストリア＝ハンガリー）の戦争への逡巡は払拭され、帝国政府は対セルビア宣戦に踏み切った。帝政ロシアからの祖国防衛を大儀にドイツが宣戦すると、バルカンをめぐる戦端は列強の参戦を招来し大戦へ展開していった。その端緒から西部戦線は膠着化し、東部戦線でも一進一退の戦況が生みだされた。短期決戦を目論む各国の予測に反し、最初の冬を迎えた時点で戦争の長期化が予想されはじめていた。

大戦勃発に際し当事国の戦争目的は曖昧であった。協商国と中欧同盟は祖国防衛のもと参戦していくが、明示的にも暗示的にも、列強が植民地拡大を含めた領土再分割を有利に推進することにその眼目があった。

各国で掲げられた祖国防衛は挙国一致体制の構築に成功することになるが、反戦への意思も第二インターで表現され、その決議は大戦の間際まで続いていた。第7回シュトゥットガルト大会（1907年）、第8回コペンハーゲン大会（10年）、バーゼル臨時大会（12年）のそれぞれにおいて、反戦の意思は明確に表明されていた⁽¹⁾。これらは社会主義と反戦の不可分性を表明

するものであったが、挙国一致の確立はインターナショナリズムの急激な瓦解のはじまりでもあった。

第二インターの支柱であり、12年1月の帝国議会選挙以来最大多数を占めていたドイツ社会民主党議員団は、14年8月4日戦時公債への賛成投票を一致して投じ、K・リープクネヒトやR・ルクセンブルクら少数派の反戦社会主義者を除いて「社会愛国主義」へ傾倒していった⁽²⁾。ドイツ社会民主党が戦時公債に賛成投票したことで、インターナショナルは「祖国」合唱のなかで揺らぎはじめた（「城内平和」）。相対的に自由主義的であった「フェビアン社会主義」「労働組合主義」のイギリス労働党も同様の行動に走り、フランスでも対独敵意が社会主義者の多数派をなすに及び「神聖なる同盟」が形成された。ここに挙国一致体制は成立し、社会主義を標榜する勢力も自国の利益に適う戦争に挺身していった。

「社会愛国主義者」をして「愛国」に赴かせたのは、帝政ロシアへの敵意であり、「祖国」への忠誠によって経済闘争での譲歩が引出せるとの思惑であった。戦争は労働者階級を含む「国民」の統合に寄与したのであった。それゆえにボリシェヴィキ革命と帝政崩壊は反ボリシェヴィキ各国による祖国防衛の引き締めと経済闘争における労働者階級への譲歩を導きだすこととなった。

ここで、表裏にあるナショナリズムと民主主義は帝国主義との結合を明確化していった。この結合は国家権力とともに強化されていった⁽³⁾。また、労働者の「国民」への統合は、経済闘争における労働者への譲歩を植民地からの余剰によって相殺しつつ、大衆の戦争支持を獲得することを意味した。ここに、大衆的基盤をもつ「帝国主義的ナショナリズム」の確立——「国民の社会化」⁽⁴⁾が昂進されていくのである。それは同時に、反社会革命を果たすとともに、国内矛盾の国外への転化を意味した⁽⁵⁾。

そして戦争の膠着化は、第一に、各国に総動員体制を強い、戦争の「全体化」を進行させた。ナショナリズムは戦争の全体化を支え、全体化はナショナリズムを昂じさせていった。しかし第二に、戦争の拡大過程のみら

れた厭戦化は、戦争目的の正当化を困難にしていった。大戦の膠着化は、ロシア二月革命を誘引した社会主義運動に加勢し、ボリシェヴィキの台頭を招き、大戦の帰趨を左右する転機を招来することになった。対独依存を深めるオーストリアでは民族運動が高まり、また大戦勃発時には彼岸の火事であったアメリカは参戦へ向かい、さらにボリシェヴィキ革命は大戦の意味と帰結に影響を及ぼすのであった。

(二) チェコ民族主義とパウアー

挙国一致体制はオーストリア内部の民族主義を封じ込めていた。帝国の維持を想定していた社会民主党指導部の基本方針も、戦争への傍観ないし協力によって政府から労働者への譲歩を得ることにあった。

しかし、党内の民族化による分裂は、諸民族の共存を不可能にする予兆でもあった。また、各地での重なる敗戦とそれにとまなうドイツへの軍事的・政治的依存によって、これまで帝国の存続を自明化していたスラヴ系諸民族の民族運動が昂揚するとともに、協商国側でさえ帝国の存続を疑問視しはじめていた。すでに民族化していた党の役割は、戦後に目指される帝国の再編（民主化と民族別連邦化）に向け戦争を継続することにしか見出されえなかった。帝国の切取りを約束したロンドン条約やブカレスト条約⁽⁶⁾が協商国側で締結されていたため、党綱領を実現するための前提条件は、戦争に勝利することであったからである。

一方、外敵ロシアとの戦闘を当然の義務と考えガリチアの戦線に従軍したパウアーは、14年末ロシア軍の捕虜となり、政治活動はここに休止することとなった。そしてパウアーがシベリアで虜囚生活を余儀なくされていた間に、チェコ民族の独立運動がT・G・マサリク指導のもとで進展するのであった。

大戦の初期、チェコ人、スロヴァキア人の間に独立を目指す機運は低かった。チェコ人の立場は、そのイデオロギー的立場を越えて帝国の枠組を前提に将来を見据えようとするものであった。少数の人口、地理的位

置、チェコ諸領邦の民族混住状況に加え、社会主義の立場からは小国家への分立に対して大経済領域が主張されるであろうし、ドイツ人に代表される支配階級の立場からは、帝国の存続こそが地位の確保を意味するだろう。しかし、「小インターナショナル」の分裂にみられたように、被支配的地位に属するチェコ人の多数派がナショナリズムに与する土台は整っていた。

大戦勃発後、少数派としてチェコ人の独立ないし自治への道程を模索しつつあったマサリクは、翌年には西欧諸国のチェコ人とスロヴァキア人移民の組織化に力を注いでいた。こうした運動に助力したのが、大戦期に100万人以上といわれたアメリカのチェコ人とスロヴァキア人移民からの基金であった。これらの事情を背景に、16年2月頃、亡命政治家と移民による「チェコスロヴァキア民族会議」（通称「チェコ民族会議」ないし「ボヘミア民族会議」）が形成された。その後、マサリクらは運動をロンドンに拡大し、西欧各国へチェコ民族の独立を訴えていった⁽⁷⁾。

マサリクらの独立運動は米英の支持獲得を目的として展開されたが、米英においてオーストリアの解体は展望されておらず、独立の言質をとるのは容易ではなかった。また、中欧の小地域であるボヘミアの独立はチェコ人の間でさえ生存可能なものとはみなされていなかった。

運動の隘路を打開すべく、アメリカ参戦後の17年5月、マサリクはロシアへと向かった。マサリクが米英の独立承認の言質をとりうるカードはロシアで組織化されていた「チェコスロヴァキア軍団」（以下「チェコ軍団」）であった。チェコ軍団は、ロシアが大戦勃発時に編成したチェコ義勇団が、二月革命後に拡充・再編されたものであった。ここにはロシア人も含まれていたが、主としてオーストリア軍から投降したチェコ人とスロヴァキア人捕虜から成っていた。マサリクの考えは、チェコ軍団を連合国側で参戦させ、その「戦果」をチェコスロヴァキア独立への糧とすることであった。

(三) 「一四か条」とウィルソン

「総力戦」化につれて各国では厭戦感が、とくに総力の担い手に余儀なくされた民衆の間に深まっていった。祖国防衛の戦争はすでにその名目さえ失いつつあり、戦闘遂行の意義を何に求めるかが各国政権の間で問われはじめていた。大戦の勃発以来、名目的中立を保ってきたウィルソンは、16年末、各国に戦争目的の表明を迫り「勝利なき講和」を訴えていた。アメリカの中立は、イギリスとの歴史的紐帯、英仏両国への輸出および融資の急増、これに対するドイツへの事実上の禁輸措置と融資の激減をみて、その協商国寄りには明白であったが、ウィルソンは中立の立場から大戦の早期講和を望むのであった⁽⁸⁾。

しかし、15年以來、イギリスの海上封鎖に対抗したドイツの潜水艦戦のエスカレートは商船、一般客船をも巻き込んでいた。潜水艦に戦力を注ぎ込むドイツは、度重なるアメリカ船への攻撃とその度毎にアメリカと「和解」していた。しかし、1月、アメリカ中西部の奪還と引換えにメキシコとの同盟を求めるドイツ外相の「ツインマーマン電報 (Zimmermann Telegram)」はウィルソンを激怒させた。また、17年2月無制限潜水艦戦を開始したドイツに対し、ウィルソンは対独断交を発した。

この状況下でさえ武装中立を考えていたウィルソンであったが、その後もアメリカ商船がドイツから無警告攻撃を受け、さらにロシア二月革命の報を受けるに及び、3月下旬に参戦を決意した。4月6日アメリカは、直接の契機を独の米艦攻撃にみて、またこの戦争目的のための戦後国際秩序を目論みつつ、対独宣戦布告により参戦を果たした。

アメリカは「民主主義」「国際平和」を御旗に参戦し、ウィルソンは翌年1月、「即時講和」「無併合・無賠償」「民族自決」を掲げるボリシェヴィキに対抗して、戦争目的および戦後秩序構想に関する十四か条を発表した。ここにいわゆる「民族自決」が謳われていた⁽⁹⁾。ウィルソンにとって民族自決は、これを執拗に主張したボリシェヴィキに対抗するためにも、また参戦を正当化する点でも、さらにウィルソン自身の理念を披瀝しこれを土台

に戦後国際秩序を確立するためにも、戦後秩序の核である国際連盟創設につぐ重要なイデオロギーであった⁽¹⁰⁾。しかし、ここで謳われた民族自決は帝国の解体を意図しておらず、独立を働きかけてくるマサリクに対しても独立を示唆するにはいたっていなかった。

経済的余力を誇るアメリカの参戦によって、三国協商（表向きは協商国への同盟参加を否定しつつも事実上は協商国との同盟が成立した）⁽¹¹⁾は、戦術的にも、戦争を理念的に正当化する点でも、優位に立ちはじめた。すでに戦争目的を失いつつあったロイド・ジョージとクレマンソーは、十四か条を戦争継続のために承認せざるをえなくなり、十四か条が戦後秩序を律する原則として準備されるのであった。

(四)「十月革命」とレーニン

戦争が膠着化した後の二月革命を経たロシアにおいてさえ祖国防衛は「国民」の凝集力を一時的に高め、戦争を継続する政府が安定するかにみえた。しかし、ボリシェヴィキはレーニンの「四月テーゼ」⁽¹²⁾を梃子に臨時政府打倒を掲げ運動を展開、ロシアの戦争継続は経済的に困難を窮め、「パンと平和」を掲げるボリシェヴィキは権力掌握へ向けて動きはじめていた。

一方、14年10月末のトルコ参戦によって開かれていた露土戦線の前線にあったカフカス諸民族の間では、とくにティフリス、バクターなどの都市をはじめ諸民族の混在が進んでいたが、グルジア人＝メンシェヴィキ、アゼルバイジャン人＝ムサヴァト（平等）党、アルメニア人＝ダシナク党という民族政党の基本的構図が出来つつあった。これら三党は、二月革命の流れに乗じて、「オザコム（Ozacom=Osobyi Zakavkazskii Komitet）＝ザカフカス特別委員会」を結成し、十月革命までこの地の主導権を握ることになった。しかし、この民族横断的な組織にそれほどの自律性はなく、各民族は自己の運命の選択をそれぞれに迫られようとしていた。

革命後ただちに、民族自決権の保障をアピールする「ロシア諸民族の権

利宣言」「平和に関する布告」がボリシェヴィキによって発せられた¹³⁾。またボリシェヴィキは、ブレストリトフスクにて「無併合」「無賠償」「民族自決権」を背に、ヨーロッパ革命への展望を抱きつつ革命の擁護と平和を獲得するためドイツとの講和を果たした（18年3月）¹⁴⁾。

17年11月、ボリシェヴィキが権力を掌握すると、少数派ながらボリシェヴィキはカフカスでもその勢力を増しつつあった。それでも、この「周辺」の権力を確立するにはいたっていなかった。11月オザコムはティフリスで設立された「ザカフカス人民委員会」に取って代われ、それが対トルコ戦争に対処することとなった。そこで障害となったのが、ロシア軍のトルコ占領地からの撤退と、戦争以前の国境保持を約束したブレストリトフスク条約であった。トルコに対峙し、かつロシアからの分離を視野に収めていなかったカフカス諸民族にとって、軍事的優位を保っていたロシア軍のトルコからの撤退は、弱小諸民族が自力で大国の一角に対処しつつ自己の選択を迫られることを意味した。

十月革命後、政権党としてのボリシェヴィキは「パンと平和」をスローガンに、一方では革命の継続・拡張と、他方では帝国主義戦争の即時講和を同時に模索しなければならなかった。ボリシェヴィキの多数派はヨーロッパ「世界革命」を展望しつつ社会主義の展開を視野に収めることができるにすぎなかった。そして、連合国による革命への干渉とそれにつづく内戦が迫ろうとしていた。さらに、のちのヨーロッパでは、19年3月のハンガリー、4月のドイツはバイエルンにおける「ソヴェト共和国」を中心とする革命への動きが、いずれも萌芽のうちに摘み取られていき、「世界革命」の退潮は明らかとなっていた。それゆえに、戦争の前線に位置する「周辺」諸民族のロシアからの離反は、なおさら革命政権を脅かすことを意味するのであった。

第二節 理論の展開とパワー・ポリティクスの諸相

(一) 「戦争目的」と「一九一七年」

大戦を終結へと転回させたのは1917年のロシア革命とアメリカ参戦であった。11月「世界を震撼させた」十月革命とその「周辺」への波及は、それが社会主義の体制化であったがゆえに、第一次大戦の帰趨を左右したばかりか、国際政治における民族自決論の確立にも与することとなった。それゆえにこの革命は二つの意味で大戦の重要な転機となった。

第一は戦争における軍事的側面である。二月革命による帝政ロシアの崩壊は、これと同盟する英仏と民主主義を掲げるアメリカとの「矛盾」を解消した。これを機にアメリカは参戦、そこで優位に立った連合国側は、革命ロシアに対抗しつつ、さらにチェコの民族運動を高めさせた。18年3月、ロシア政府がブレストリトフスクで単独講和を締結すると、ウィルソンはポリシェヴィキへの敵対を前提して、戦後の世界秩序再編の足掛かりをつかもうとするのであった。

第二に、即時講和を求めるポリシェヴィキのイニシアティブの持った意味であり、それは、「無賠償・無併合」「民族自決」を核にして、あたかも「防衛戦争」としての大戦が右のスローガンに集約されるがごとく、国民統合のイデオロギーとしてその発揚を促す役割を果たすこととなった。民族自決は国民統合を強めていく「戦争目的」にまで高められていたのである。ポリシェヴィキの毅然たる主張は同時にアメリカおよび協商国の反ポリシェヴィキ政策を講じる契機ともなった。こうして、「一九一七年」は、戦争終結へ、そして戦後秩序再編への一步を踏み出す転機であった。

ところで、ポリシェヴィキ政権は19年3月にコミンテルンを結成して自らの立場の強化に乗りだすが、対ソ干渉戦争および内戦とヨーロッパ「世界革命」退潮の明らかな兆しは、社会主義政権の国際的孤立を促したのみではなかった。一方で、干渉戦争の合図となったチェコ軍団の反乱を経て、チェコスロヴァキア独立が連合国によって保障され、他方でロシア

「周辺」における社会主義革命と民族の「自己決定」=民族自決をめぐる問題を浮き彫りにすることにもなったのである。それは、結果として、「中欧」においては「民族国家」の叢生と、ロシアにおいては、戦勝国の干渉によって「戦術的後退」を意味したソ連邦形成、ひいては「一国社会主義」化へと続いていくのであった。

この「一九一七年」の転回からオーストリア帝国の崩壊に直面しつつあったバウアーは、また以降の国際政治において台頭することとなるウィルソンおよびレーニンは、政治家として自己の民族自決論をパワー・ポリティクスのなかで主張していきるのであった。

(二) 二重帝国の崩壊とバウアー

17年9月、戦争捕虜交換によりロシアからウィーンに帰国を果たしたバウアーは、帝国の解体を視野に収めつつ帝国を維持した社会主義への道をも考えていたが、二月革命を目のあたりにしたこともあり、即時講和を求めて、党の右派に反対し左派「カール・マルクス団」を結成、その指導者となった。戦争の帰趨に鑑みて帝国解体の可能性を高くみはじめていたバウアーは、レンナーら党指導部の戦争協力を批判しつつ、左翼の民族綱領として民族自決権の保障を要求したのであった。事実、翌年にかけてオーストリア帝国の敗戦と解体は不可避となり、連邦化による帝国再編の可能性は、国際環境の変化とそれに呼応した国内の民族主義の高揚によって縮小しつつあった。18年3月、社会民主党はようやくこの新綱領を採用するに至り、スラヴ系諸民族およびオーストリア系ドイツ人の自決権——「民族国家」を建設する権利の保障が明記された⁽¹⁾。

このように、民主的連邦化の可能性が低いことを看破したバウアーは、その後の方途を（一）内オーストリア、ドイツ・ベーメン、西シュレジアを核とするドイツ系オーストリア国家の創設と、（二）これの、終戦とともに民主化されるであろうドイツとの「アンシュルス（合邦）」にみて、その可能性を探りはじめた。

一方、独ソ講和は連合国をして自らの戦争目的を顕示せざるをえない事態にいたらしめたが、これを契機に、すでに体制を固定化しつつあった社会主義体制への懸念は、自国内において浸透しつつあった、あるいは戦後その勢力を増すであろう自国の社会主義運動を牽制し、抑制するための戦略の錬成を要していた。

また独ソ講和の影響は、協商国の一角ロシアの戦線離脱と、それにとまなう西部戦線におけるドイツ軍優位といった軍事的局面に限られなかった。大戦を帝国主義戦争と位置づけてきたポリシェヴィキは、当事国内で蔓延しつつあった国民の厭戦感に訴えるように「即時平和」「無賠償・無併合」を求めつつ、当事国への対立を明確化していた。こうしたポリシェヴィキの平和攻勢に対し、連合国は反社会主義への共同歩調で革命の殲滅へ乗りだした。

独ソ講和を経て西部戦線に連合国の懸念が集中していたとき、マサリクは西部戦線にチェコ軍団を送り込む計画を立て、これを機に連合国の支持を得ようとした。連合国側は、チェコ軍団をシベリア鉄道経由で送り込むことを決定、チェコ軍団を反ポリシェヴィキ、対ソ干渉の先兵にすることを画策した。

マサリクはチェコ軍団に反革命を鼓舞しながら、連合国（とくにアメリカ）に独立承認を働きかけていた。チェコ軍団は18年5月末から6月初めにかけて、ヴォルガ、ウラル、シベリア各地で反ポリシェヴィキ派政権を樹立し、軍事的に脆弱なソヴェト軍に対抗していた⁽²⁾。内外の反ポリシェヴィキ勢力の先陣を切ったチェコ軍団の反乱が内戦と干渉戦争の合図となって拡大していった。軍団の反革命闘争は連合国の注視するところとなり、6月1日連合国は軍団を交戦国軍として承認し、干渉戦争の第一列に配した。6月末には、フランスがパリのチェコスロヴァキア民族会議を事実上の政府として承認するにいたり、ここにチェコスロヴァキアの「民族自決」とその帰結としての帝国の存亡が大戦の帰趨——協商国の勝利——に委ねられたのであった。

大戦の流れが連合国優位に傾く8月半ばから9月初旬にかけ、英米がパリのチェコ民族会議を承認し、チェコの独立が決定的となった。10月4日にオーストリア政府は帝国の存続を睨んで十四か条受諾を発表し、さらに16日には民族自治による帝国の連邦化を認めたが、二週間後にはアメリカが同国の解体を正式に是認し、同時にチェコスロヴァキアの独立がマサリクによってアメリカで宣言されたのであった。

11月3日、オーストリア帝国が連合国との休戦条約に調印したとき、チェコ人の「自決」は既成事実化していた。チェコおよびスロヴァキア両民族が連合国を引き寄せることによって、また両民族がボリシェヴィキ政権を利用することによって、その独立が保障された事実を辛うじて正当化しえたのは、ウィルソンが表明した「民族自決」であったのかも知れない。しかしそれは十四か条に必ずしも沿うものではなかった。

(三) ヴェルサイユ会議とウィルソン

19年11月、カイザー退位を受けて共和国を宣言したドイツ新政府の休戦協定署名を受け、大戦は終結をみた。しかし、大戦の終結はそれをもたらした諸問題の解決ではなかった。むしろ、四帝国の崩壊によって加えられた新たな問題の一つが「民族自決」をめぐるものであった。

14年、ヨーロッパにはイタリア、オスマン帝国を除いて五大国が存在していたが、19年には英仏の二か国となっていた。戦争の帰趨を左右し、ヴェルサイユ講和会議で肝要な役割を担うことになるアメリカはヨーロッパ国際政治の重要な存在となっていた⁽³⁾。そしてウィルソンによる、講和を律するはずの「民族自決」の曖昧さはむしろ戦勝国を含めた民族的主張を昂ぶらせていた。十四か条提案の曖昧さは、大国の思惑を反映したヴェルサイユ会議の交渉を通じてかたちを整えていくことになった。

会議に先立ち交渉していた最高会議「四人委員会」でとくに集中した議論は、ドイツの賠償問題、ヨーロッパの新国家承認および領土問題（とくに、独仏間の国境をめぐるラインラント、ザール、ダンツィヒ、またイタ

リアの主張したチロルおよびフィウメ)、日中問題、国際連盟創設に関わる問題であった⁽⁴⁾。このなかにあつて領土問題——国境画定こそが「ウィルソンの自決論」の適用の核心であった。なかでも独仏の国境画定問題は、安全保障を確保しようとするフランスの主張を反映して、最重要の課題とされた。ウィルソンは、休戦協定からその後の秩序再編過程で、ヨーロッパ諸民族の民族自決を主張したが、実際には英・仏・伊など戦勝国の主張に妥協を重ねるのであった。

翌年1月18日に正式開催されたパリ会議の概要は決定されていたが、会議に臨む各国の思惑を反映して対立点が表出していた。ウィルソンは十四か条を交渉の基盤に据えることを考えていたが、それは戦争終結を総括するには具体性のない一般的な内容にすぎなかった。とくにフランスは会議開催以前から、戦争の具体的解決には不十分であるとして、十四か条を交渉の基盤に据えることに疑念をもっていた⁽⁵⁾。イギリスも十四か条の五番目「植民地の主張に対する自由で開かれた、公明正大な調整 (adjustment)」が敵国の植民地についての言及であることを望んでいた⁽⁶⁾。このように、そもそも十四か条は各国間での恣意的な解釈を許容するものであった。

民族自決についてウィルソンはまず、フランスの領土的野心を牽制するかたちで「ドイツ人の民族自決」を主張した。この「自決」がとくに問題となったのは、ザールをめぐる独仏間の国境問題であった。ザールは民族的にドイツ系であったが、石炭資源の宝庫であり、クレマンソーはこの地の領有を主張した。ウィルソンは自決原則に沿うように、これに異議を唱えたものの妥協が成立し、ザールは住民投票の実施を条件に特別行政区となり、フランスが15年に亘る鉱山の採掘を許された⁽⁷⁾。

また、ポーランドとドイツの国境をめぐるても妥協が成立した。ウィルソンは十四か条の13番目——海へのアクセスを保障するという声明のゆえに、ドイツ人がポーランド支配下に編入されることを認めざるをえなかった。「ドイツ人の民族自決」を主張したウィルソンであったが、その結果は

ドイツ領の切り取りと周辺国へのドイツ人の編入であった⁽⁸⁾。

大戦によって崩れた、ヨーロッパにおけるバランス・オブ・パワーの回復（秩序再編）を企図して開かれたパリ会議は、敗戦諸国の処遇と戦後秩序のあり方をめぐる戦勝国の駆け引き、またウィルソンの戦後構想における国際平和とその礎とされた国際連盟の創設にその主眼がおかれた。十四か条で最も議論されたのは「公海の自由」をめぐる箇所であり、いわゆる民族自決ではなかった⁽⁹⁾。会議において、独仏問題を別にすれば、民族自決原則は、戦争目的に喧言されたほどに中心的課題ではなかった。しかも、この独仏国境画定でさえ、戦勝国側が圧倒的な補償として領土の切り取りを正当化したという点で、それが民族自決の課題であったと解するに足りないであろう。戦勝国にとって民族自決の問題は、これらの戦後秩序構築（帝国解体後の国境画定）の課題ではあっても、それ自体としては重要な課題とはいえなかった。

（四）「周辺」諸民族の「独立」とレーニン

パリ講和会議を尻目に、ボリシェヴィキは、内外の反革命の攻勢に対して、一方で帝国主義列強の包囲に対峙しつつ、他方で「周辺」への革命の波及を模索しつつあった。これら二つの過程は「世界革命」を展望する政権にとって相補的な意味をもっていた。つまり、干渉の排除と内戦の終結は革命の波及につながり、「世界革命」への展望もこの内戦と干渉戦争帰結にかかっていた。それゆえに内戦と干渉戦争のなかでボリシェヴィキは、革命の擁護を第一義的に、諸民族の自決権の行使を従属させる戦術をとった。

ボリシェヴィキ政権は、17年12月のフィンランドの独立承認に続いて、ブレストリトフスク条約締結後の翌年、リトアニア（3月）、エストニア（4月）、ポーランドおよびラトヴィア（11月）の独立宣言を、それぞれ民族自決権の行使として承認していた。ボリシェヴィキはこれらを承認することによって「レーニンの民族自決」を実践していた。

しかし、ボリシェヴィキの展望したヨーロッパ革命の実現は情勢が許さなかった。ハンガリー・レイテ革命とミュンヘンは蕾のうちに摘み取られ、革命の退潮は明らかであった。また、リープクネヒトやルクセンブルクの獄中殺害にともなうスパルタクス団の崩壊は、その勢力の規模にもかかわらず、この象徴的な出来事であった。こうしたなか、レーニンは戦術として革命の擁護を第一に考慮せざるをえなかった。

一方、ロシアにおける革命の「周辺」への波及は、干渉とそれに続く内戦のゆえにこそ進捗しつつあった。革命－反革命の闘争は干渉によって激化されつつ内戦を招来し、干渉の排除は同時に革命の遂行と進展を意味することとなったのであった。

ボリシェヴィキ政権の樹立は革命の「周辺」への波及を促していったが、諸民族の混在化が進んでいたこともあり、カフカス諸民族の主要政党は、反ボリシェヴィキを含め、帝政時代の版図に変更を迫る分離独立を企図していたわけではなかった。反ボリシェヴィキにあってもメンシェヴィキなど他の社会主義勢力を中心に、民族自決によるロシアの連邦制への移行が望まれていた。なかでもアルメニアはロシア内において干渉と内戦のもっとも激化した地域の一つであり、また民族の存亡を賭した闘争を強いられていた地域であった。その最大の外的要因はトルコとの対立関係にあった。ロシアとトルコとの隙にあってこれらの民族は、いずれか一方の側につかなければその「民族」としての存立さえ危ぶまれるのであった。

革命後、11月にティフリスで設立されたザカフカス人民委員会は、対トルコ戦線において、事実上この地域を代表する統一政府の役割を担った。17年11月に委員会はトルコと休戦協定を結んだが、汎トルコ主義を掲げるエンヴェル・パシャは、三民族にロシアからの離脱を誘いかけた。委員会がこれを拒否したことによってトルコは再び戦端を開き、激しい戦闘が繰り広げられた。再びの休戦が望まれていたとき、ブレストリトフスク条約が締結されたのであった。

この条約は、ロシア軍の撤退、カフカスの占領地区を14年に遡ってトル

コに返還するというものであったから、ロシア軍の撤退は、カフカス諸民族に対しボリシェヴィキが背を向けたことを意味した。また干渉戦争のなかにあつて、ボリシェヴィキがカフカス諸民族に助力することは事実上不可能であつた。孤立化した諸民族は、それぞれがそれぞれの思惑のなかでトルコに対処することとなつた。

まず、アゼルバイジャンがロシアからの離脱とトルコとの単独講和を主張した。グルジアもこれに同意し、18年4月22日「ザカフカス連合」のロシアからの分離独立がトルコとの講和を条件に賛成多数で承認された。こうして「連合」がトルコとの交渉に臨んだが（バツミ会議）、トルコは条約で定められた境界を超えて領土を要求、これに危機感を覚えたのは地理的に直接対峙していたアルメニアであつた。グルジアとアゼルバイジャンは、会議に同席していたドイツを後盾にそれぞれ単独で独立を宣言し（5月26、27日）、残されたアルメニアもトルコの脅威を前に28日、独立を宣言せざるをえなくなつた。それに続くトルコとの休戦協定（6月4日）は屈辱的なものであつた⁽¹⁰⁾。ボリシェヴィキはこれらを承認せず、革命政権の樹立を窺うのであつた。

しかし、トルコとドイツの敗戦はすでに濃厚となつており、この地をめぐつてはボリシェヴィキの拠点となつていた油田地帯バクーを中心に、イギリス干渉軍が加わり、トルコもアゼルバイジャンと協力しつつバクーに繰り込むのであつた。辛うじて、アルメニア人にとっての希望は、ウィルソンが十四か条で述べていたトルコ領でのアルメニア人の「自治」であり、またパリ会議後、1920年11月22日のセーヴル条約にもとづいて、アルメニア共和国の領土として4万2千平方キロメートルにおよぶトルコ領を割譲するというウィルソンの提案であつた⁽¹¹⁾。

第三節 理論の変容と国際秩序の再編

(一) 講和条約と民族自決論

19年6月末、ヴェルサイユ条約は調印されたが、この条約はヨーロッパに限ってさえ戦後秩序の全容を決定するものではなかった。ヴェルサイユでは「解決」を「紛争」が凌ぐほどに当事国の主張が錯綜した。終戦以前に既成のチェコスロヴァキア、ユーゴスラヴィアの独立によって解体を余儀なくされたオーストリアの旧版図では、ヴェルサイユ後も継承諸国家間で紛争状態がつづいていた。19年半ば時点でヨーロッパでは14の戦争が戦われていた⁽¹⁾。台頭しつつあったアメリカはこうしたヨーロッパの秩序に無関心ではありえず、それは戦乱状態にあったソヴェトをめぐっても窺われた。

既述のように、パリ会議において、民族自決論の適用は中心的課題ではなく、ヨーロッパと植民地の敗戦国処遇をめぐる戦勝国の駆け引きが際立っていた。戦勝国のこうした民族自決への取り組みは、ヴェルサイユ以後の講和条約においても表れた。中・東欧地域の「民族自決」は、戦勝各国が戦後秩序として明確なヴィジョンを描いていなかったことの証しとなった。そして「ウィルソンの自決論」は、中・東欧における諸民族間の対立を解決できないまま「それが解決したのと少なくとも同じくらい多くの問題を創出した」⁽²⁾と揶揄される。つまり、民族自決が新しく画定された国境に正当性を付与するとき、その基準の不明確さが、対立する主張をもたらしたからであった。これに対してウィルソンは明確な解答をもち合わせていなかった。

ヨーロッパ再編において民族自決の適用を主張したウィルソンは、民族自決の「歪み」——誰（いかなる自決の主体）が、何（政治体制）を、いかなる手続き（たとえば「住民投票」）で、決定するのかという問題は、国際連盟のなかで将来的に是正されうると考えていた。民族自決によって、むしろ表面化し残された課題を先送りにすることによって英仏による植民

地領有の主張に対しても容易に妥協がなされたのであった。

ウィルソンのこうした妥協の背景には、ウィルソン自身の国際関係思想があった。それは、第一に反社会主義および自由貿易であり、これが英仏との妥協を容易にする基盤であった（思想的・政治的原則の共有）。また第二に、彼の「理想主義」的な国際平和へのコミットメントがあった。つまり、ウィルソンの理想主義は、後に批判を受けるように、パワー・ポリティクスに馴致しえない性質のものであった。ヴェルサイユ以後の講和条約は理想主義とは裏腹に、パワー・ポリティクスのなかで枠組を整えていくのであった。

(二) 「アンシュルス」 模索とバウアー

オーストリアの戦後は、「オーストリア革命」を経た社会民主党を核とする連立政権からはじまったが、チェコスロヴァキアとユーゴスラヴィアの独立、ヴェルサイユ後のハンガリーの独立は、そのオーストリアを窮地に追い込んだ。帝国の敗戦と解体は、危急の課題として食糧および資源供給の問題をもたらした。食糧と資源は、ハンガリー、ベーメン、ガリチア、オーバー・シュレジアとの国境による分断によって急減し、これらの自給は望めない状態にあった。またチェコ、ユーゴ、イタリアとの国境画定問題が残されていた。新生チェコはドイツ・ベーメンとズデーデンを占領し、ドイツ人を呑み込んでいた。19年の4月から5月にはケルンテン州でユーゴ軍の攻勢を受け、さらにイタリアとは南チロルの領有を争っていた。加えて、国内的にも都市と農村の対立が国家統合を困難にしており、オーストリア生存の道をどこに見出すかが模索されはじめた⁽³⁾。

こうした状況を背景に、オーストリアは、民族自決権の行使として、民主化されたドイツとの「アンシュルス」を望んだ⁽⁴⁾。ドイツ人支配国家として性格づけられる旧オーストリアにとって、それは苦境を脱する選択肢としても有効なものであった。大戦後、外相に就任したバウアーにとって切迫の課題は、食糧・資源問題であり国境紛争の解決であったが、その一貫

として、また社会主義へのオーストリアの未来に思いを馳せるがゆえに、アンシュルスの実現を求めて奔走を重ねるのであった。バウアーはこのアンシュルスに外相としての役割のすべてをみていた。

オーストリアを援助する立場にあったウィルソンにはアンシュルスの要求が経済的苦況からくる一時的な現象であると映り、概して関心の低い問題であった。またイギリスもオーストリア自身が決めることと傍観の姿勢をみせていた。こうした点から米英はアンシュルスに理解を示したともいえるが、「大ドイツ」を懸念するフランスは徹底してこれに異議を唱えた。オーストリアの主張を退けようとするフランスにとって、より強力なチェコとポーランドの形成こそが、両国を対ボリシェヴィキの緩衝としつつ対独安全保障をより堅固化することを意味した⁽⁵⁾。

連合国は、5月の対独講和の草案作成の段階でアンシュルス禁止の条項を設けていた。6月に入り、サン・ジェルマンでドイツ系オーストリアの代表団は連合国側から講和条約の草案を示された。そこではドイツ・ベーメン、ズデーデン地方、南チロル、ケルンテンの一部など、チェコ、ユーゴ、イタリアへの領土分割など厳しい条件が課されていた。こうした戦勝国の領土の切り取り合いは、400万人以上のドイツ系オーストリア人の自決権を奪うことを意味した。この草案を前に、バウアーにとってアンシュルスはますますその意義を高めるように思われた。しかし、南チロルをめぐって、イタリアと交渉し同国のアンシュルス支持を取りつけようとする試みは頓挫し、もはやアンシュルスの実現は望めなかった。バウアーは外相として辞意を固めた。

7月20日、ハンガリー革命に対してオーストリアを自陣営に繋ぎ留めておきたい連合国側は、オーストリアの処遇を改善した条約案をドイツ系オーストリア代表団に提出した。26日、レンナーと外交における米仏への接近を確認したバウアーは、辞表を国民議会議長カール・ザイツに提出し受理された。バウアーの辞任は、オーストリアの戦勝国への外交ポジションの転換を意味し、9月2日に提出された講和条約の最終テキストは、ドイ

ツ系オーストリア側にとって改善された内容となっていた。しかし同時に、ここではアンシュルス禁止が明記され、加えてドイツ系オーストリアの「ドイツ系」を国名から削除することを余儀なくされたのである。

9月10日、連合国の対オーストリア講和としてサン・ジェルマン条約が調印され、民族自決権の行使を主張したアンシュルスは臨終をみた。オーストリアは人口800万の小さな「残滓国家 (the rump state)」としてのみ生き残ることが許されたのであった。それは、バウアーの民族理論——バウアー＝レンナー構想としての「民族自治論」とその後の「レーニンの自決論」の双方——が現実によって否定されることを意味した。チェコスロヴァキアの独立と対蹠的に、大戦で謳われた民族自決はバウアーに味方することなく、むしろ、チェコスロヴァキアをはじめ、大国による民族自決がオーストリアの民族自決を購ったのであった。そうした構図は、ウィルソンが試みた、植民地の自決問題においても同様であった。

(三) 「ヴェルサイユ」以後とウィルソン

ヴェルサイユ条約にドイツ問題の「解決」をみた連合国にとって民族自決にもとづく植民地の処理はプライオリティの高いものではなかったが、ドイツ植民地の清算と自国の植民地利権の維持は最低限の課題であった。ウィルソンの「自由かつ公明正大な植民地の調整」と矛盾するとして、ドイツ側はこの決定に抗議したが⁽⁶⁾、英仏など戦勝国側の植民地問題を扱うことに対しては当事国が予定していなかった。それは十四か条で意図された「ウィルソンの自決論」との齟齬を来すものであった。

またウィルソンは、独立を約束されていた中東地域の住民の「後進性」に鑑みて、また講和条約における住民投票やマイノリティの保護と並んで民族自決原則の適用の不充分さを補う点から、委任統治システムを提案した。ウィルソンにとってこのシステムは、理念的にも民族自決と矛盾するものではなかった⁽⁷⁾。委任統治システムは列強をして強欲に植民地を加えさせることを妨げ、かつ国際連盟の権限を強化するものと考えられていた

のである⁽⁸⁾。

一方、旧敵国の植民地分割 (allocation) に関する委任統治の概略は、プリンキポの会議で明らかとなった⁽⁹⁾。ロイド・ジョージが「連盟」に関するスポークスマンとして任命した J・スマッツと R・セシルの委任統治プランがその基礎となった⁽¹⁰⁾。これは、すべての植民地を対象と考えていたウィルソンの構想とは異なり、分解しつつあったオーストリア＝ハンガリー、ロシア、トルコに焦点をあてた構想で、「自己統治できないばかりか、ヨーロッパ的な意味で自決の概念を適用することもできない」⁽¹¹⁾太平洋やアフリカのドイツ植民地は除外されていた。ウィルソンによれば、スマッツ・プランの目的は「たんに戦利品を分配すること」⁽¹²⁾であった。

しかし、ウィルソンは妥協案を提示したロイド・ジョージの調停を受け入れ、スマッツ・プランを基礎にその処理が具体化された。1月27日、イギリスの代表団に対して委任統治の三段階 (A-B-C) が提案された。(A) は「自治に接近してはいるが、それに沿った援助を必要とする地域」、(B) は「委任統治国が領土の行政に責任を持ち、かつ、奴隷、軍備、酒の貿易を禁止する連盟の諸条件に服し、軍事化を許さない地域」、(C) は「(B) の委任統治と同様の保護に服する併合地域」であった⁽¹³⁾。委任統治は戦勝国の植民地維持を想定したスマッツ・プランを経て、連合各国の受諾をえることになった。この最終テキストは連盟規約第22条に結実をみたものの、民族自決へいたる具体的な道筋は描かれなかった⁽¹⁴⁾。

ウィルソンはこうして不徹底に終わった民族自決の適用およびその欠陥の是正を国際連盟に委ねた。しかし、ウィルソンが、民族自決論を掲げて臨みこれを主張した結果生まれたヴェルサイユ条約と、連盟規約とを「不可分の全体」と捉えていたにもかかわらず、規約に民族自決の項目はなく、具体的展望もそこに見出すことはできないままであった⁽¹⁵⁾。

他方、オスマン帝国の解体にともなう秩序再編についての議論も、やはりドイツ問題に対してプライオリティの低い問題であったが、それでも十四か条で謳われたように、民族自決が秩序再編の鍵をなす課題であった⁽¹⁶⁾。

1920年2月12日から4月10日に開催され、セーヴル条約を起草するロンドン会議では、トルコ帝国の処遇をめぐる連合国の思惑が錯綜した。ギリシャとイタリアはアナトリアを要求し、これをめぐって英・仏はギリシャの主張に与した。これに対してアメリカは小アジアにおける対外主権を拒否したが⁽¹⁷⁾、もはやここでのウィルソンの影響力は、彼自身がドイツ問題の「解決」と国際連盟の創設に力を注ぎ込むなかで低下を免れえなかった。

同年8月10日、連合国側とスルタンを代表とするトルコとの間にセーヴル条約が調印された。この条約はアルメニアの独立を保障し、アメリカに国境問題を一任することになっていたが、トルコの「国民協定 (National Pact)」は、民族自決にもとづく世俗の独立主権国家を要求した。連合国側にとってケマルは小さな存在にしか映っていなかったが、連合国がそれぞれの主張を戦わせている間に、ケマルのトルコでの位置は連合国の無視しえない高さに達しつつあった。ケマルはアンカラに新議会を開設し、「大国民議会」が21年1月に国家の代表機関であること、およびケマル大統領の就任を宣言した⁽¹⁸⁾。

これによってセーヴル条約は失効し、新しいアルメニア国家を創出する計画も放棄された⁽¹⁹⁾。新しい講和へ向けた交渉が、22年11月から翌年7月にかけて、スイスのローザンヌで開かれ、7月24日、ローザンヌ条約は調印の運びとなった。ここに小アジアをめぐる扮叫をきわめた戦後秩序再編の枠組みが整うにいたった。トルコは、マイノリティの保護を条件に国際連盟に加わることとなり、ここでアルメニアは新たな選択を自ら迫られることとなった。

(四) 「周辺」社会主義革命の帰趨とレーニン

一方、独ソ講和と干渉戦争によって、またドイツおよびトルコと結んだグルジアとアゼルバイジャンの「ザカフカス連合」離脱によって、自決の可能性を狭められていたアルメニア人は、委任統治を示唆するウィルソンの声明に頼らざるをえなかった。独立を前提としてアルメニア人に残され

た選択は、委任統治の国をみつけてその庇護下に入ることぐらいであった。しかし、アメリカにアルメニアの命運に影響力を及ぼす必然的事由はなかった。カフカスからの占領撤退を明言していたイギリスはアメリカの後ろ盾をアルメニアに示唆し、ウィルソンはそのためにアルメニアに調査団を送り込んだ。しかし、頼りのアメリカでは、世論が対外干渉に否定的であること、調査団の報告によりコストのかかることを理由に、20年6月に上院がアルメニアに対する委任統治を否決していた⁽²⁰⁾。

他方、アルメニアのボリシェヴィキは勢力を増しつつあったが、干渉戦争を戦うボリシェヴィキにとってケマルの存在は、連合国へ対抗するという観点から、疎ましいものではなかった。むしろ、革命を遂げたロシアとトルコとの距離は接近しつつあった。また、トルコとの国境に対する「妥協」はすでに独ソ講和で明らかであったが、ボリシェヴィキは、アルメニアに触手を延ばすトルコとの戦争に注ぐ力を欠いていた。

しかし、20年4月にボリシェヴィキがアゼルバイジャンで政権を獲得すると、カフカスのボリシェヴィキ勢力は他の共和国にも浸透していった。ボリシェヴィキは軍をアルメニアに進め、独立のアルメニア共和国も内乱状態となった。アルメニアは、米英らの後ろ盾をもはや期待できないとし、ボリシェヴィキと交渉に臨み、セーヴル条約が調印された同日にソヴェトと休戦協定を結んだ。

こうしたなか、一方でトルコの進軍も間断なくつづき、共和国の権力はボリシェヴィキへと移行しつつあった。ボリシェヴィキの攻勢が強まるなか、共和国政府は敵対するトルコにさえ助力を求めたが、アンカラはこれを見捨てた。21年2月、ボリシェヴィキが権力を確立すると、アルメニア人を欠いたなかでトルコとロシアに協定が結ばれた⁽²¹⁾。「周辺」社会主義革命は、大国間の隙でこそ成就されたのであった。

一方、十月革命後、レーニンを含めたボリシェヴィキ党員大勢にとって、ドイツを中心とするヨーロッパ「世界革命」への展望はロシア革命を意義づける当然の前提をなしていた。それゆえに、自己の民族理論（反連

邦主義)を反古にしてまでもソ連邦形成を戦術として容認することになったレーニンにとって、23年10月のドイツ革命の頓挫は西欧への革命波及の展望を少なくとも一時的には失わせる転機となった。しかしそれまで、「世界革命」への戦略的展望が消失することはなかった。レーニン自身が18年以降の「民族自決」=「民族国家」の成立を容認した背景には、そうした展望を読み取ることができる。この展望を後退させたのが干渉戦争と内戦であり、「周辺」社会主義革命における「限界」であった。「周辺」における「限界」はグルジアやアルメニアに明白となったが、それを「限界」づけた要因も、ボリシェヴィキにとっては干渉戦争に帰せられるのであった。

セーヴル条約からローザンヌ条約への転回は、トルコの「解放」を背景として、大国の思惑によって少数民族が翻弄された過程を示すものであり、そうした枠組のなかでボリシェヴィキ政権が樹立されていった。またそれゆえに、レーニンの民族自決論が革命擁護のために戦術的に利用されたのは事実が示していた。にもかかわらず、彼の民族自決論がそれ自体として、またボリシェヴィキにとっての戦略的誤謬であったとの結論はここでは見出しえないのである。

【註】

(*) 本稿の記述には、拙稿「民族自決論と戦後秩序」(河合文化教育研究所『研究論集』第3集、2006年11月)と重複している箇所がある。

第一節 理論の確立と第一次大戦

- (1) 西川正雄「第一次世界大戦前夜の社会主義者たち」『岩波講座・世界歴史二 三巻(帝国主義時代Ⅱ)』岩波書店、1969年、262頁以下。
- (2) リープクネヒトは12月の再投票にて、社会民主党議員として戦時公債に反対票を投じ、社民党からの除名を宣告されるとともに独立社会民主党を結成し、さらに、のちルクセンブルクらとともに「スパルクス団」を結成し、ともに虐殺される。高島善哉、水田洋、平田清明『社会思想史概論』岩波書店、1962年、

330頁。

- (3) Peter Alter (trans. by S. McKinnon–Evans), *Nationalism*, Edward Arnold, 1991, pp. 37ff.; C. J. H. Hayes, *op.cit.*, pp.164ff. ;J. Shwarzmaental, *op.cit.*, pp. 43,47, and 96.
- (4) Edward H. Carr, *Nationalism and After*, Macmillan, 1968, pp. 18–19.
- (5) J. Schwarzmantel, *op.cit.*, pp. 78–80.
- (6) 協商国とイタリアの間で締結されたロンドン条約(15年4月)は、オーストリアからトレンティーノ、南チロル、トリエステ、イストリア、ダルマチア海岸の大半を、アルバニアからヴェローナ周辺を、またトルコからドデカンの島しょ、アドリアの中心地、およびアフリカでの植民地取得を条件に、協商国側に参戦を果たすものであった。また、協商国とルーマニア間のブカレスト条約(16年8月)では、トランシルヴァニア、ブコヴィナ、バナートが約束されていた。
- (7) 林忠行『中欧の分裂と統合——マサリクとチェコスロヴァキア建国』中央公論社、1993年、144–146頁。
- (8) 有賀他編、前掲書、168頁。
- (9) 十四か条における「民族自決」は以下の通り(要旨)。①あらゆる植民地の主張に対する自由で開かれた、公明正大な処遇、⑨民族的な境界にもとづくイタリアの国境の再画定、⑩オーストリア＝ハンガリー人民の自治的發展、⑪歴史的、民族的に配慮されたバルカン諸国の関係構築、⑫オスマン帝国のトルコ系民族の主権と少数民族の自治的發展、⑬ポーランドの独立(D. Heater, *op. cit.*, p.41.)。
- (10) *Ibid.*, pp.42ff.
- (11) A. Sharp, *op. cit.*, p.11.
- (12) レーニン「現在の革命におけるプロレタリアートの任務について」『全集(第24巻)』、三–七頁。
- (13) レーニン「平和にかんする布告」『全集(第26巻)』、249–253頁。「ロシア諸民族の権利宣言」、佐々木一司・聴濤弘『社会主義と民族自決権』新日本出版社、1982年、208–210頁。
- (14) プレストリトフスクでソヴェト側が主張した無賠償、民族自決権は、レーニンよりも早く、14年9月ないし10月すでに、非ポリシェヴィキ党员であったトロツキーによって主張されていた。トロツキー(西島栄、早川潤訳)『戦争とインターナショナル』柘植書房、1991年、178頁。

第二節 理論の展開とパワー・ポリティクスの諸相

- (1) 上条勇「オーストリア革命とオーストロ・マルクス主義——オットー・バウアーを中心に」『金沢大学教養部論集人文科学篇』第23巻第1号、1985年8月、5頁。
- (2) 林、前掲書、184–185頁。
- (3) A. Sharp, *op.cit.*, p.190.
- (4) D. Heater, *op.cit.*, pp.32–36, 42.
- (5) とくに、「民族自決」について仏・伊は、米英が強制手段を欠いた高潔な原則としてこれを公言していたことに不満を抱いていた。A. Sharp, *op.cit.*, pp.22,132,D. Heater,*op.cit.*,pp.54–55.
- (6) A. Sharp, *op. cit.*, p.15.
- (7) D. Heater, *op.cit.*, p.59.
- (8) ドイツは2万7千平方マイルの領土と、650万から700万人を喪失した。A. Sharp,*op.cit.*, p.127.
- (9) *Ibid.*, pp.15–16.
- (10) 藤野、前掲書、148–151頁。
- (11) 同上、167頁。

第三節 理論の変容と国際秩序の再編

- (1) D. Heater, *op.cit.*, p.60.
- (2) A. Sharp, *op.cit.*, p.132.
- (3) 上条、前掲論文、13–15頁。
- (4) A. Sharp, *op.cit.*, pp.151–152.
- (5) *Ibid.*, p.193 ; D. Heater, *op.cit.*, pp.59,67.
- (6) A. Sharp, *op.cit.*, p.165.
- (7) D. Heater, *op.cit.*, pp.63, 92.
- (8) *Ibid.*, p.90.
- (9) A. Sharp, *op.cit.*, p.26.
- (10) “The League of Nations, A Practical Suggestion”, 1918, 11, in *ibid.*,pp.49,161.
- (11) D. Heater, *op.cit.*, pp.93–94.
- (12) Cited in *ibid.*, p.91.
- (13) A. Sharp, *op.cit.*, pp.161–162.
- (14) D. Heater, *op.cit.*, pp.91–94.

- (15) *Ibid.*, p.63.
- (16) A. Sharp, *op.cit.*, p.169.
- (17) *Ibid.*
- (18) *Ibid.*, pp.170–171.
- (19) *Ibid.*, p.174.
- (20) R. Pipes, *op.cit.*, pp.209–210,217; D. Heater, *op.cit.*, p.93.
- (21) 藤野、前掲書、168–170頁。